

障がい者活躍推進計画

令和 2 年 3 月

機関名	砥部町教育委員会
任命権者	砥部町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
砥部町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、「障がいのある人を対象にした職員採用試験」の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、平成30年8月、公務部門における対象障がい者の不適切計上の実態が全国的に判明し、本町においても再点検を行った結果、算定対象者の範囲について、誤った報告を行っていたことが判明しました。</p> <p>また、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。</p> <p>障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に發揮できること」であり、全ての障がい者である職員が活躍できるよう、全職員で取り組んでいくことが重要となります。</p> <p>採用・定着状況とともに概ね順調と考えていますが、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、このたび、「障がい者活躍推進計画」を策定しました。</p>
目 標	
採用に関する目標	<p>1 【実雇用率】令和6年6月1日時点 2.60%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.27%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します。</p> <p>2 在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないようにします。</p>
定着に関する目標	<p>1 不本意な離職者を極力生じさせないようにします。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。</p>

取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>1 障害者雇用推進者として学校教育課長を選任します。</p> <p>2 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知します。</p> <p>3 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</p>
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>1 身体の障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p>
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>1 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</p> <p>2 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 (2) 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 (3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 (4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 (5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。
その他	<p>1 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>